

国立大学法人筑波技術大学学長選考基準

平成 30 年 9 月 1 日
学長選考会議決定
改正 令和 6 年 6 月 24 日

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議は、国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第 3 条第 1 項に基づき、以下のとおり学長選考基準（学長に求められる資質・能力）を定める。

国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の学長には、国立大学法人筑波技術大学学則第 1 条に掲げる大学の目的を踏まえ、次に掲げる資質・能力が求められる。

- 1 人格が高潔で、学識に優れ、大学における教育研究、社会貢献及び管理運営に対する豊かな識見を備えるとともに、聴覚・視覚障害者に対する深い理解を有すること。
- 2 全学的な合意形成に配慮しつつ、適切かつ効果的に大学運営が行えるマネジメント能力を有すること。
- 3 社会からの要請に応えられるよう、関係団体・機関や地域社会等との信頼関係を築き、幅広い理解と協力を得ることができるコミュニケーション能力を有すること。
- 4 本学の強みや特色、社会的役割を最大限に発揮するための明確なビジョン、大学改革や財務基盤の確立に関する確固たる戦略及び強いリーダーシップを有すること。
- 5 多様性のある大学づくりを推進するとともに、国際的視野に立って、本学にふさわしいグローバル化に積極的に取り組むことができること。